

# 「みやざき公共交通需要回復プロジェクト」プロモーション 委託業務仕様書

## 1 業務名

「みやざき公共交通需要回復プロジェクト」プロモーション委託業務

## 2 業務概要

新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が激減した公共交通機関の早期の交通需要回復を目指し、交通事業者等と県が官民一体となった「みやざき公共交通需要回復プロジェクト」が実施する利用促進キャンペーンについて、効果的なPRを行い、幅広く周知するとともに、公共交通機関を利用しやすい機運醸成を図る。

### 【みやざき公共交通需要回復プロジェクトについて】

交通事業者等と県、宮崎市が、官民一体となった「みやざき公共交通需要回復プロジェクト」により、「里帰り」及び「県民利用促進」をテーマにした利用促進キャンペーンを行う。また、同キャンペーンと併せ、各事業者の新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する「安心、安全」の取組についてPRを行うことで、公共交通機関を利用しやすい環境を醸成し、利用者の早期回復を図る。

#### ＜参加交通事業者等＞

バス事業者（宮崎交通、JR九州バス、九州産交バス、産交バス、西日本鉄道、ハッコートラベル、山口運送、南九州観光バス）、鉄道事業者（JR九州宮崎総合鉄道事業部）、フェリー事業者（宮崎カーフェリー）、航空事業者等（ANA宮崎支店、JAL宮崎支店、ソラシドエア、オリエンタルエアブリッジ、Peach Aviation、ジェットスター・ジャパン、宮崎空港ビル）、宮崎県、宮崎市

#### ＜里帰りキャンペーンにおける各社のインセンティブ＞

〔バス〕福岡→宮崎間高速バス、B&S みやざき利用者に対する買物クーポン

〔カーフェリー〕乗用車航送料半額サービス（複数名利用者）

船室グレードアップ割引

〔航空〕空港ビルクーポン（ANA、JAL、ソラシドエア）

LCC特別価格キャンペーン（ピーチ、ジェットスター）

#### ＜県民利用促進キャンペーンにおける各社のインセンティブ＞

〔バス〕宮崎→福岡間高速バス、B&S みやざき利用者に対する買物クーポン

〔カーフェリー〕乗用車航送料半額サービス（複数名利用者）

船室グレードアップ割引

〔航空〕航空機利用ツアー商品割引（ANA、JAL、ソラシドエア）

LCC特別価格キャンペーン（ピーチ、ジェットスター）

### 3 委託業務の内容

#### (1) 「みやざき公共交通需要回復プロジェクト」web サイト作成業務

##### <目的>

プロジェクトを効果的にPRするため、専用webサイトを作成する。

##### <内容>

- ・ プロジェクトのポータルサイトとすること
- ・ 里帰りキャンペーン及び県民利用促進キャンペーンにかかる各交通事業者等のインセンティブを十分周知するとともに、里帰りや県民の県外旅行を促進する内容とすること
- ・ 各交通事業者等のサイトとリンクすること
- ・ 各交通事業者等の感染防止対策をわかりやすく掲載すること
- ・ 契約期間内は、委託者の依頼により、随時更新作業を行うこと
- ・ webサイトの公開時期は新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ決定するが、8月31日までには公開できるように準備すること

#### (2) 里帰りキャンペーンPR業務

##### <目的>

県外に在住する本県出身者の里帰りを促進することで、公共交通機関の利用促進を図る

##### <内容>

- ・ 県内外（県外では、各交通機関の就航地である東京、大阪、名古屋、福岡を中心に）への幅広い周知を図ること
- ・ 里帰りの主な対象となるファミリー層や学生等をターゲットとしたPRとすること
- ・ 単に各交通事業者等のインセンティブの告知に止まらず、里帰り利用の促進を図るものとする
- ・ 公共交通機関の感染防止対策の取組と併せてPRすること
- ・ 宮崎県人会や関係機関へ配布するPR用ポスター1,000枚程度、チラシ20,000枚程度を製作すること
- ・ Facebook、Instagram及びYoutube等のWEB広告によること。ただし、より効果的なPR方法があれば、WEB広告に限定せず提案をすることは差し支えない
- ・ キャンペーンの周知を図るため、SNSによるプレゼントキャンペーン等を実施すること

- ・ なお、キャンペーンの実施時期は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて決定する

### (3) 県民利用促進キャンペーンPR業務

#### <目的>

県民の公共交通機関を利用した県外旅行を促進することで、公共交通機関の利用促進を図る

#### <内容>

- ・ 広く県民に周知を図るものであること
- ・ 単に各交通事業者等のインセンティブの告知に止まらず、県民の県外旅行の促進を図るものとする
- ・ 公共交通機関の感染防止対策の取組と併せてPRすること
- ・ 旅行会社や関係機関等に配布するPR用ポスター1,000枚程度、チラシ20,000枚程度を製作すること
- ・ テレビCM、ラジオCM、新聞広告及びWEB広告によること。ただし、より効果的なPR方法があれば、これらに限定せず提案して差し支えない
- ・ なお、キャンペーンの実施時期は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて決定する

### (4) 「交通事業者等の安心、安全の取組」PR冊子製作業務

#### <目的>

各交通事業者等の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る取組を紹介する冊子を作成し、公共交通機関が安心、安全であることの周知を図る。

#### <内容>

- ・ サイズはA3二つ折りのフルカラーで、数量は20,000冊作成すること
- ・ 各交通事業者等の取組をわかりやすく紹介するものであること

## 4 留意事項

- ・ キャンペーンにおける各交通事業者等のインセンティブの内容は、県と交通事業者等との調整により変更が生じる場合がある。
- ・ 事業効果を高めることを目的に、本仕様以外の内容を付加することは差し支えない。なお、仕様以外の内容を付加した場合は、仕様書に独自提案であることを目立つように明記すること。

- 企画提案書については、提案者がこの事業を委託する事業者として最適かを判断する材料とするものであり、提案内容をそのまま採用するものではない。
- 本事業に係る内容については、事前に県と十分に協議し、速やかに事業に着手すること。なお、事業内容の変更、中止等における取り扱いについても、事前に県と十分に協議すること。
- 委託業務を円滑に遂行するため、県は、受託者に対して業務の進捗状況について、報告を求めることができるものとする。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により全ての事業内容を実施できない場合は、事業の実施状況により事業費を調整するものとする。